

有馬竹細工の盛衰（2）

角 山 幸 洋

—目 次—

1. はじめに
2. 竹細工の特質
3. 竹細工の起源
4. 明治初期の有馬竹細工（以上、前号）
5. 竹細工生産と輸出（以下、本号）
6. 有馬竹細工の衰退
7. 周辺地域への伝播
8. むすび

5. 竹細工生産と輸出

この有馬竹細工は、生産地を兵庫県（播磨国）有馬郡湯山町の温泉地にほぼ限定されていた。この地域は市町村合併により明治22（1889）年に町村合併されるが、文献には生産の範囲を示すとき、あるいは町名を表すときにはその旨を記さねばならない。また輸出の増大により拡大生産され、周辺の農村地域に生産が拡大し、さらには近畿全域に広がる時期があるので、以下関係地域の町村合併をあげておく²²⁾。湯山村、また有馬町だけの生産だけではなく、広い地域範囲の竹細工で生産されて「有馬籠」の地名を付した名称は、単なる江戸時代からの旧称に過ぎなくなり、名称だけで生産地が判断されないことを指摘しておきたい。

兵庫県有馬郡湯山村

兵庫県有馬郡湯山町（明治22年4月1日現在）

兵庫県有馬郡有馬町（明治29年6月9日改称）

兵庫県神戸市に編入（昭和22年3月1日編入）

竹細工生産は、家内工場から一部に工場制生産が設立されるのは、明治中期にはじまるが、その多くは急速な需要に対応するため、当時の新興資本家が資本を投下し企業を起こすことになった。どの地域にまで浸透し拡大していったか、何時ごろかは明らかではないが、

22) 『兵庫県市町村変遷表』昭和初年—昭和36年12月末現在 神戸市立図書館 昭和37年3月内閣統計局編『府県及北海道境域沿革一覽』象山社 昭和54年2月 4ページ。

その発端は明治17（1884）年ごろで〔表〕4. は、生産量・職工数（労働者数）が最も最盛期の短い期間での数値である。これにより産出量の多い各郡の生産量が明らかになるが、有馬郡を除外しごく少量の産出で内陸部の農村地域に及んでいる。有馬郡を除いて生産量は少なく、未交通の不便な場所であれば少量生産で、生産農家までの原材料の搬入、製品の搬出、製作技術の指導によって内陸部にまで制約を受け、海外からの要求に答えるには神戸市内の生産のみで充分満たすことができた。統計上は神戸市となっているが、有馬が編入されるとその数字が含まれることになるが、現実には編入されるのは第2次世界大戦後のことである。

〔表〕4. 明治27（1894）年各市郡生産金額

市郡生産金額	生産 金額
神戸市	12,000円
八部郡	488円
川辺郡	1,205円
有馬郡	9,564円
美囊郡	358円
多紀郡	6,275円
氷上郡	362円
合計	30,252円

〔註〕農商務省商工局編『輸出重要品要覧』工産之部竹器 農商務省商工局編 明治29年4月

竹材の確保 基本的には、原料竹を現地（有馬）で伐採した上、伐採したまま加工をすることなく輸出され、仕向地で竹細工に加工されることはあった。豊富であった竹材は増産にともない早々に品薄となり、他の地域から原料竹を取り寄せ補充したが、伐採後の乾燥期間（伐採後、3年以上を要する）が短くて、乾燥不十分のために竹に破損や亀裂を生じ不良品が増加した。

有馬では竹細工生産の発展途上で原料不足を生じ、他の地域から受け入れ（移入）して補充をした。ところが『紐育領事館報告』には「当地ニ於テ竹細工品中、特ニ有馬籠ナル名称、區別セラレ居ラス」とみえるように、竹細工は一般化されることになるが、もとは明治20（1887）年代に有馬という竹細工を指すほどの特定の商品にあげられる「ブランド」名ではあったが、明治40（1907）年の頃になると有馬以外の地域からの竹細工が市場に出回り、特に有馬竹細工と指定しなくとも販売効果に影響はみられなくなった²³⁾。このことは有馬の名称が市場から解消され、竹細工の名称が消えて、木との合併した製品となったことによるのではないか。

真竹（苦竹）は大部分の日本各地で生育するが、寒地では生育はしても丈夫な茎に育つことなく真竹とは違う「根曲竹」による竹細工が製作されている。これらは在地名あるいは種類名で表され明治期には真竹（苦竹）、孟宗竹、淡竹が主な竹で、各地方で特色のある竹が生育し、篠竹（主として東北地方で使用）、根曲竹（あるいは、ねまがりだけ）、簗竹、黒竹、破竹、斑竹、虎斑竹（虎竹、夜叉竹の幹に虎斑菌が寄生）、布袋竹、女竹、煤竹、矢竹、

23) 「(明治) 四十年六月在紐育帝国領事館報告」『重要輸出品要覧』農商務省商工局 明治41年12月960ページ。

『兵庫県第六回勸業年報』兵庫県内務部第2課 明治23年11月 201ページ。

明竹、江南竹（孟宗竹と改称、主として宮崎に産出）、小山竹（主として宮崎に産出）などがあり、また江戸時代から「羅^ラ宇^オ竹」は、東南アジアのラオス Laos より輸入され、煙管の軸管に使用される馴染のものも存在した²⁴。

竹材は「晒竹」を太陽にあて乾燥させて白くし、また色を付けるには染料・顔料で染め、さらに染剤を固定するために漆を塗って加工した。また虫害（白蟻虫）には、当時、適当な薬剤（防虫剤）がなく、保存には良く乾燥することを挙げているだけで、永久的に長い年月を保存する方法がなかった。

竹は用途から分類すると、細竹と割竹の二種類の用途に分けられ、そのまま筆軸（有馬では人形筆、竹筆＝能登産）、釣竿・竹根鞭（滋賀県で製作）・杖（ステッキ、傘柄）・楽器類（竹笛、笙）・武具（竹刀、弓）があり、細い竹をそのまま精製加工して使用するものと、太い竹を細かく割き（割竹ともいい、大割、細割の区別がある）、または薄く皮状の細い竹片に剥いで細工（茶筌など）することなどの加工方法がある。また竹を細かく割ったものを器物の面に膠で貼り付け、平滑な装飾面を作りだすことや、また繊維状に細かく砕き、紙に漉く場合（紙を漉く為の簀の子）、あるいは竹紙があり、竹紙は紙の代用に利用されるなど、広い範囲での利用がなされている。明治期には竹紙は当面必要なく和紙が存在したので、竹紙の重要性を認識していなかった。ただ第2次世界大戦後、紙が不足したときから、竹紙の必要性が唱えられ²⁵、また竹繊維の利用など、多方面の開発がなされてきた。

なおこの作業には、籐・藤蔓・アケビなどの繊維品のほか、明治後期には木製との組み合わせが多くなり、統計でも「木竹製品」として掲載されるが、これは単に同系統の繊維材料を利用するだけでなく、異繊維（絹織物、糸、組糸など）を装飾に組み合わせ利用した。明治期にはその竹繊維に限定されることなく、竹材による家具などに多くみられ輸出製品に意が注がれていた²⁶。

兵庫県内には、もともと巨竹が茂り伐採したのち、「竹柄杓」、「竹籠」などに加工し有馬温泉の湯治客に販売していた。この温泉は奈良時代から遠来の客が入湯してきた温泉であり、湯治客に広く知られ、「有馬籠」の名で「土産物」として持ち帰られ、世間によく知られた名前であった。このような竹は「本郡内ノ産ナリ、仲買商ノ手ヲ経テ藪ノ俣ニテ買入レ、之ヲ干シ上ケ、八分位ニ減シラルモノ左ノ標準ニテ売ル、伐採ハ九月乃至十二月、又

24) これらの名称は明治時代に用いられた竹材であるが、呼称については現在の呼称によっている。そのため振り仮名が振ってあるが、現在の通称名にしたがった。

室井 綽編『竹類語彙』農業図書 昭和43年4月 各項目を参照した。

25) 竹原産地の山口県を中心として開発され、全国各地に竹紙の製作が広まりを見せているが、何分繊維を砕くためには、長期間を要するので普及はしていない。

26) 『各府県輸出重要品調査報告（近畿・中国各県）』農商務省商工局 明治41年8月 407ページ。

ハ翌年一月迄ノ間ヲ良トス、尺廻リハ一本、九寸ハ二本、八寸ハ三本、七寸ハ四本、六寸ハ六本ヲ一括トナシ、之ヲ金貳拾五銭ノ割合トス」と見え、有馬では竹が良く成長し、伐採が盛んに行われていたころの利用をものがたっている²⁷⁾。これらの竹から手洗い用、水飲み用などに使用する「竹柄杓」あるいは「籠」を専門につくる職人が店を構え製作販売していた。

有馬では輸出増加にともなって原料竹に不足をきたし、注文の製品をまかなうことができず、九州各地の原料竹を瀬戸内を通じて運輸し、神戸港を中心に明石港、また現地に近い尼崎港に荷揚げした上、現地に運ばれた。その形態は、

和船積 五六竹（原寸5尺6寸）、釣竹

汽船積 簾竹、六五竹（原寸6尺5寸）

で瀬戸内海航路が利用されたが、明治中期以後は陸上輸送（鉄道）が加わり竹細工に加工する地域まで²⁸⁾、荷車（馬車）・大八車で運ばれたが、明治24（1891）年以後、尼崎（港）から伊丹まで鉄道が開通したので、原料竹を尼崎に荷揚げしたのち現地まで馬車鉄道、つづいて鉄道貨車で運送した。この鉄道は最初、伊丹で造られる清酒の出荷を目的に計画されたが、敷設許可の関係から発達が遅れ、最初は馬車鉄道によるが、十分に担負能力に堪えず、また樽輸送に能力を発揮できず、すぐに蒸気機関車に切り替えられ摂津鉄道へと改称されて、陸上輸送は海上運送と結びついて完全となり、竹細工の輸送は完成することになる。

九州から神戸への輸送は海上輸送によったが「五六竹及釣竹ハ多ク和船積」であり、「簾竹及六五竹等ノ急送ヲ要スルモノニ限り汽船」で輸送された。製品の荷造は竹細工が破損しやすいので保護するため竹製の「長持」に入れ輸送することになるが、それでも竹自体の持つ脆弱性が、輸送に影響し破損に十分に防御できるものではなかった。

農家では竹細工の製作技術が未熟で、輸出向けに適合しなかった。ただ農具（竹で作られた箆・箕・籠など）を製作する自家生産から生まれた技術が基礎にあり、また村内に独立した専門業者が存在し、他の農家からの依頼で製作するという限定的委託生産が行われていたが、技術的には到底、輸出向の製作を継続的に請け負うための素地はなかった。一般に農家の自家製作品は、余暇の時間を割いて余剰の製作品を製作して置き、歳末になると農業市に、関係する木工品とともに売りに出す方式で、周辺地域の狭い範囲での需給関係ですまされ、製品を農業市に持ち込んで売りに出し収入を得る程度であった²⁹⁾。

27) 兵庫県内務部編『兵庫県物産調査書』兵庫県内務部第四課 明治33年7月

『摂陽郡談』（元禄元年）では、「湯山竹細工・籠細工・（竹製）杓」を製作すると述べるが、内容は前記と同じである。

28) 農商務省商工局編『重要輸出品要覧』農商務省商工局 明治41年 985ページ。

29) 北見俊夫『市と行商の民俗』（岩崎民芸双書56）岩崎美術社 1970年 111ページ。

基本的に村という地域的共同体だけで、生産消費が完結するという「地域完結型生産体系」を構成していて専業を目的とはしなかった。ところが経済の発展にともない、このような体制は打ち破られることになる。たとえば兵庫県多紀郡では、

丹波多紀郡ハ、明治十二（1879）年有馬郡ヨリ職工六名ヲ雇ヒ、三ヶ月間ノ伝習ヲナサセシヲ創始トセリ、爾後漸次各村ニ伝播シ、目今ハ郡内一郡ノ物産トナリ、之カ為メ細民ノ生計大ニ豊ナルヲ得ルニ至レリ、而シテ製造ノ堅牢ナルヲ以テ、一二丹後塵籠ト称シテ名アリ

と「丹後塵籠」の起源が示すように、上からの「技術移転」で丹後地方では人を雇い技術の指導を受け竹細工の地場産業として生まれた³⁰⁾。このような地場産業の定着には人的資源と技術を必要とした。[表] 4. には多紀郡が他の地域より生産金額（ひいては生産量）が多く現れているのは、この地場産業の実績を反映している結果ではなかろうか。

竹細工の製作 余剰生産に当てて生産をしても明治中期には、原料竹を竹細工に使用するため出荷される地域は「四国（淡路、徳島）、九州（大分、宮崎）、中国（山口）」であり、原料竹を海上輸送で、主として輸出港である神戸、あるいは明石港へ送られて、加工する竹は加工地に陸上運送され、また原料竹は輸出されるので加工処理は原料竹、竹細工の二種類があった³¹⁾。

明治26（1893）年の『兵庫県報告』には、

外国為替相場ノ激変ニヨリ、輸出ノ道一時閉塞シ随テ需用者ノ注文モ、殆ト皆無ノ姿ニシテ、有荷ノ価格ハ平均二割余ヲ減セリ、是等ノ為メ損害ヲ受クルモノ少カラス、営業者ハ続々廃業セリ

とあり³²⁾、この時期から竹細工生産は破綻の状況にあったことは、有馬という限定された地域かも知れないが善後策として具体的には価格を下げ販売することしか方法はなかった。このことは更に経営状況が悪化し悪循環に陥ることになり廃業に追いやられた。

これらの商品流通は明治28（1895）年の日清戦争により大なる影響を受け、戦勝したことによる生産量の増大と、人手不足からくる竹生産方式の改善の反面、輸出増大にともなう粗製濫造による品質不良から、輸出量の減少という増減相反する現象がみられた。

明治29（1896）年の『兵庫県知事報告』によると、

廿八年ハ戦勝ノ結果、我国輸出品ハ何品ニ限ラス、総テ海外ノ嗜好ヲ高メ、注文追々ニ増加シ、前年ニ比シテ一割以上ノ高価ニ拘ラス売行頗ル活潑ナリ、乍去戦争ノ為メ人夫

30) 『輸出重要品要覧』工産之部 竹器 農商務省商工局 明治29年4月

31) 兵庫県内務部編『兵庫県第十三回勸業年報』兵庫県内務部第5課 明治30年5月 332ページ。

32) 『輸出重要品要覧』農商務省商工局 明治29年4月 23ページ。

ノ欠乏、且ツ運搬不便ニシテ、生産地ノ出荷至テ薄ク、為メ二十分ノ売込ヲ為ス能ハスとあり、一時的な好況を呈するが、経済変動が激しくこの時期を転機に輸出の改善がはかられることになった。経済政策として明治29（1896）年から五カ年計画で外国貿易拡張策（農工商高等会議、海外商況視察、海外実業練習、商品見本発送、商品試験、海外商況報告）等の6項目が打ち出され、戦後の不況を打破しようとした。なお『輸出重要品要覧』にはあらゆる商品ではないが、日清戦争の戦勝が世情に反映して、輸出が増大の傾向をたどり楽観する事情を述べているが、また逆の現象が現れていることをも述べている³³⁾。

同じ『輸出重要品要覧』には、為替相場の変動下落で、このため輸出品の価格が下落し、日本からの輸出量は減少するが、アメリカ側にとっては多量の輸入される商品を制限する最良の政策手段はなく、輸入関税の引き上げ以外には方策はなかったのである。

上記の時期には、米国の「ディングレー関税法」はまだ公布されてはいないが、日本から送られる商品について社会的な問題が発生しており、米国議会で審理が継続していた時から成り行きを注目していたわが国へは逐次電報により、アメリカ輸出市場の状況が日本に伝えられてきている。『通商彙纂』では毎号巻頭に逐次電報を掲載し、注意を喚起していたが、何分情報が十分に伝わらなかったことが、生産業界を不安に陥ることもなった。多量の流入してくる膨大な輸出量を防遏するため、明治30（1897）年7月には「ディングレー関税法」が公布され、その結果、日本からの輸出商品は大打撃を受け、いままでの好況であった輸出生産は、一転して不振に見廻れ倒産続出という有様であった。

この時期に竹産地から海上輸送される竹材は多様で、国内向けに種々雑多の原料竹、竹製品が神戸に送られ、明治中期には「大阪、兵庫、岡山、大分、山口、宮崎、京都、和歌山、愛媛、福岡、高知、香川、長崎、佐賀、熊本、鹿児島、広島」とみえ、各府県から神戸へ入荷しているが、竹材の再輸出だけではなく加工する原材料も含まれ、広い地域から竹材が送り込まれている。明治後期には産地が「真竹、黒竹、破竹、虎斑竹、布袋竹、女竹、煤竹、篠竹、矢竹、明竹、孟宗竹等ニシテ、主トシテ大分、山口、宮崎、京都、高知、徳島、香川、和歌山、静岡、鹿児島ノ各府県及本県（兵庫県）」から送られ、明治中期とは変わりはないが竹材を神戸に移出し、現地で竹細工の製作が開始されるが、そのまま竹材を輸出したかは明らかではない³⁴⁾。

竹細工による家具製作原料だけではなく、その他の雑品までも含む用途に当てられる竹をも網羅すると「家屋装飾、魚釣竿、傘柄マラーキ、パイプ等ニ用ヒ、米国ニテハ電燈用ニ使用シ、倫敦ニ於テハ竹器ヲ専業トスル工場三十ヶ所モアリテ、英製竹器ハ欧州ハ勿論、南

33) 『輸出重要品要覧』農商務省商工局 明治29年4月 23ページ。

34) 『各府県輸出重要品調査報告（京都・兵庫・愛知・岐阜）』農商務省商工局 明治41年12月

洋濠州等へ輸出ス」とみえ³⁵⁾、外国でもイギリスでは原料竹を輸入し加工工場が設けられている。

英国に於ける加工工場は、明治7（1874）年の英国ロンドン（経常）万国博覧会の開催による博覧会効果で竹細工の需要のもとに設立された。日本からの竹製品はウイーンで好評であったので、ロンドンで再展示され観客に大きな感銘を与え、竹の存在しない英国に竹細工の工場が30カ所も設立され殖民地であったオーストラリアへ輸出されて日本からの輸出と競合することになる。このことは日本から英国への技術伝播とみることができる³⁶⁾。

また有名なエジソンが発明した「電燈用」に使用される竹「フィラメント」（「炭織」ともいう）は、日本各地の竹を調査した結果「八幡竹」が最良といわれ、輸出向に採取が開始されたが、全体からみると輸出量は少量で『兵庫県物産調査書』に加工方法が記載されているが³⁷⁾、これらは電燈の普及で需要が増加し新規需要が開かれると真竹の輸出が増加することになる。

明治中期まで八幡竹は、荷造されたのち淀川を船で下り大阪の八軒屋で陸揚げしているように河川運送が盛んで、この当時の交通機関と輸送量の限界を示している。ただ兵庫県内の輸送形態とは別の大阪商業圏を構成することになり、八幡の竹を除き国内向が主であった³⁸⁾。

国内輸送では、いままでは海岸線と河川を遡ることができる範囲までが工業立地の限界であり、それより内陸部は輸送手段の関係で到達することはなかった。ただ日本では「鯖の道」「塩の道」「絹の道」として、徒歩により内陸部にいたる道が各地に存在したが、運ばれる総量は多くはなかった。ただ鉄道網が敷設されてくると、竹生産の範囲は内陸部まで伸びてくる。たとえば明治24（1891）年9月1日に「日本鉄道株式会社」が、東京から青森まで開通すると、東北地方の経済は交通の発達により、従来の生産体制を一変させることになる。関係する竹細工では³⁹⁾、

巖手県（筆者註、岩手県）報二戸部浪打、檜山、岩館、根反、鳥越ノ五大字ヨリ成り面積三、七四方里ナルカ、就中鳥越部落ハ鉄道開通前ニ於テハ、福岡町、一戸町両駅ノ中間トシテ、枢要ノ地位ヲ占メ、他ノ四大字ニ比シ、経済状態良好ナリシモ、明治廿三年（筆者註、年度に変更あり）日本鉄道開通スルニ及ヒ、一転シテ経済上ノ地位ヲ奪ハレ、

35) ウイーン万国博覧会は、日本の展示品を英国ロンドンへ輸送し再展示しているが、竹を画材に絵画・工芸品に日本の影響がみられることは専門家が指摘しているところで、「竹」を素材にした新規の作品を製作している。

36) 明治7年4月6日から10月31日まで英国ロンドンで開催される。

37) 兵庫県内務部編『兵庫県物産調査書』兵庫県内務部第4課 明治33年7月

38) 大阪商工会議所編『大阪商業史資料』第25巻木材・竹材商並青物市場附果実甘蔗 1964年10月 105～113ページ。

39) 農商務省農務局編『副業参考資料7：竹製品ニ関スル調査』副業参考資料 大正11年2月 75ページ。

一寒村部落ヲ現出スルニ至レリ、然ルニ、本部落ハ僻村ナルモ、古クヨリ附近ノ竹林ヲ利用シ、竹細工ヲ営ミ生計ノ資ニ供シタルモ、生産額増加スルニ及ヒ、福岡、一戸両町仲買人ノ圧迫ニ遇ヒテ価格ヲ左右セラレ、従業者ノ悲痛一方ナラサルモノアリシヲ、以テハ本部落生産品ノ名声ヲ挙ケ、他面生産者ノ地位ヲ強固ナラシムル

とある事件は、鉄道による貨客輸送、あるいは商業行為を営む業者たちの往来により、東北地方の竹細工は、生産消費が周辺地域だけのごく小規模に存在する程度であり、農閑期に竹器を自己で生産消費する以外に、剰余生産した部分を販売する農家の生活から、次第に副業として稼ぎの一環としていた。ところが仲買業者が暗躍し利益を得ることを試みることになり、農村生活は資本主義のなかへ巻き込まれることになる⁴⁰⁾。

ただ東北地方の「本品ハ元来温暖ノ地ニ適スルモノナレハ、西南地方ノ如キ良質又ハ巨大ノモノニ乏シク、故ニ苦竹ニアリテハ、稀ニハ周囲一尺二、三寸ニ達スルモノアルモ、多クハ六、七寸前後ノモノナリトス」とあるごとく、真竹の成長が寒冷地であるため未成熟で、良質のものは入手できなかった⁴¹⁾。このことを東北地方の竹をみる際には、注意されるべき事情で、竹細工には真竹（苦竹）ではなく「根曲竹」を使用するのが一般である。

大阪市場で取り扱われる国内向の竹材のうち、特別な名称を付したものに「白竹（晒竹ともいう）」があるが、これは竹の中に含まれる油を抜き取ったもので、現今ではこのような技法は無くなったが、伝統的な建築用の「小舞壁^{こまいかべ}」につかわれ、壁生地の塗り込む素地に使用している。なおまた「柄竹」は和傘の柄に用いられるもので豊後産を多く使い、専ら北陸地方へ送られている⁴²⁾。

「輪竹」は材料竹が真竹で酒造家の酒樽（^{たが}箍）につかわれ、北陸、九州、摂州へ輸送するとみえているが、これらは統計には表われず、大阪を基準に取り扱われるため、竹材の集散地で輸出を担う神戸に対し大阪は国内向であったことが明らかとなる⁴³⁾。ただし大阪港の開港は明治30（1897）年でそれ以降の活動が示されている。

田中芳男が設立に関係した神宮徴古館・農業館（当時の名称は、神苑会農業館附属館）では、全国的に農業関連の生産品を展示する目的で、各地の生産者から寄贈を受けているが、

40) 『日本鉄道株式会社沿革史』第1, 2篇 [『明治期鉄道史資料』野田正穂ほか編 第1, 2集地方鉄道史 第1, 2巻 日本経済評論社 1980年に収む]

41) 農商務省山林局編『第2次輸出重要品要覧』林産ノ部（竹材）農商務省山林局 明治31年10月 222ページ。

42) 山田幸一『日本の壁』駸々堂出版 昭和57年5月 172ページ。

間渡竹・木舞竹の使用する真竹。現在では、簡略化され防湿材を使用している。

43) 大阪商工会議所編『大阪商業史資料』第25巻 木材竹材商、並青物市場 附果実甘蔗 大阪商工会議所 昭和39年10月 100ページ。

有馬町から当時、製作されたと思われる多くの「籠」の寄贈を受け入れている。これらは手提籠（二重提籠・カバン籠・紙屑籠・傘立籠・その他竹籠類）で、明治20（1887）年後半の寄贈品で当時の製作品と見てよい。名称は「籠」とあるが、他の製作品は除外し籠のみを出品しているのでは全製品ではないかも知れないが、有馬の代表的作品が選定されたのであろう⁴⁴⁾。

明治17（1884）年の状況を伝えるものとして「近来に至り一層多額の需要ありしは、製茶を輸出するに、竹器箱形の茶籠を、用ふることの流行に因ると云ふ」とある。この短報では、これ以外にも竹細工の生産が続けられ繁忙した状態にあったことを伝えている。このように記事は生産内容の一面を伝えるに過ぎないが、統計の上からは、お茶輸出統計を検討しなければならず、また中国商品との競争下にあつては、中国との比較をしなければ明らかにしがたいが、主旨から離れるので、ここでは省略することにする。

製茶の輸出増大にともない「一層多額の需要ありしは、製茶を輸出するに竹器箱形の茶籠を用ふることの流行するに因る」といわれ、この竹器に入れて包装することを、中国から学び、この容器を模倣することにした。中国の厦門地方に「茶箱篋套」と称するものあり、是又一種の小簾にして竹篋を以て之を製す、「福建茶々箱の破壊を防ぐが為め、之れにて被包するもの」とみえ茶箱の形態を模倣した竹籠で、それを模倣製作した包装具が茶の輸出との関係で生産拡大した⁴⁵⁾。

この茶箱は清国（中国）からの米国への輸出品であつたが、わが国でも茶の輸出に際してこの包装を模倣するか、あるいは注文に応じて包装材として使用することにしていた⁴⁶⁾。

当地方ニテ茶箱篋套ト称スルモノアリ、即チ福建茶々箱ヲ掩ヒ、茶箱ノ破壊ヲ防ク為メ使用セラル、小簾ニシテ、竹篋ヲ以テ之ヲ作ルニ因リ此名称アリ

と説明しているように、茶箱を覆うために竹材による緩衝材を用いていることで、用済み後は、この包装材の竹を再利用し、現地では竹器を製作することにしたようである。

ただわが国では茶の輸出と関連し、明治以後の飛躍的増加が、茶の輸出と関係して命運を左右することになるが、これが竹細工生産に影響を及ぼすことになり、とくに静岡では茶の生産と関係して竹生産が影響を受けることになる。

この竹細工の名称はもともと「有馬籠」であるが、「有馬竹器」、「有馬竹」、「竹製品」、

44) 田中芳男『神苑会農業館附属館列品目録』神苑会 明治33年3月

なお明治24（1891）年開館であるが、この文献は明治33年に刊行しているもので、「有馬竹細工」は明治20年代後半の寄贈であろう。ここには「品名・産地并寄贈又ハ製作者姓名・数量価格」があり当時の詳細がわかる。

〔現住所〕伊勢市神田久資本町1754-1

45) 『大日本美術新報』第11号 鴻盟社 明治17年9月 14ページ。

46) 農商務省商工局編『重要輸出品要覧』後編 農商務省商工局 明治41年 950ページ。

「木竹製品」と時代が下るに従い、その生産素材の内容からくる特徴のある名称が政府の発表する統計に表われ、木製品と一括して表わし仕向地の趣向、加工方法の変化、輸出入市場の変動により付称も変化してくる。また生産が拡大し有馬以外の地で注文の関係から下請け、あるいは加工契約により製作依頼されていても、従来からの名称がそのまま使われている。統計上から兵庫県湯山町（有馬町へ改称）以外の地域での数値があげられているが、これらは生産の不足を補うことから生じたもので同様な製作品と判断される⁴⁷⁾。もっとも竹製品の生産について「原産地」を問われるとならば、有馬竹細工からの技術を受け継いでいるものとされており、製作品の技法からは違いがあるかは、詳細な検討を必要とすることになるであろう。ただ新たに地域的な名称が付けられるには、製作地域における新規な特徴、あるいは人目を引くような部分的特徴が、僅かであっても現物に存在するならば、販売上、有馬竹細工よりも有利な立場に立つことになるであろう。

〔表〕 5. 竹細工（原料竹・加工竹）作業工程模式図（時点は明治20年～明治45年に及ぶ）

<p>1. 国内向生産</p> <p>〔原料〕（竹材）→海上・陸上輸送（国内）→加工地</p> <p>〔生産具〕農耕籠（籠・笊・箕）・茶籠・屑籠・手提籠・買物籠・蚕繭具・箴竹・竹笠・飯籠・茶笥</p> <p>〔原料〕（竹材）→現地加工（移出をとまわず）</p> <p>〔主として農業具〕手提籠・箕・笊・蚕繭具（蚕籠・蒸籠・繭籠など）</p> <p>〔その他〕要求に応じて新製品が生まれる可能性があり作られる種類が多様化する</p> <p>白竹（小舞）・柄竹（和傘柄）・輪竹（籠）</p> <p>2. 輸出向生産</p> <p>〔原料〕（竹材）→原料竹輸出→海外現地生産（主として日本人の手による製作）</p> <p>〔生産内容〕工芸品、鞆、家具、室内装飾品、簾など（新製品が多種あり）</p> <p>（要求に応じ生産される新製品は種類雑多で、木と組み合わせられ木竹製品となる）</p> <p>〔原料〕（竹材）→海上・陸上輸送→国内加工（神戸・有馬ほか）→輸出港（横浜・神戸・長崎）</p> <p>〔収納具〕行李・鞆・菓子入・手巾入・麦麵入・弁当籠・衣服入・手袋入・帽子</p> <p>〔屋内具〕炉塀（衝立）・卓子・椅子</p> <p>〔室内装飾具〕香水棚・架棚・茶棚・花瓶・籃・柱掛・棚物（木工との組合せ）</p> <p>〔屋外具〕日覆用簾・杖・釣竿</p>

- 1) 国内向は原則的に農耕具の製作から始まり、専門工人の出現とともに工芸品を製作・販売することになる。ここでは国内向は品目が多いので本稿で取り扱う主なものに限定した。外国向は仕向地の意向により製作品は左右される。
- 2) 蚕繭具には、蚕籠・蚕座など、基本的に竹を材料にした器材が西日本でのみ使われ、のちには東日本の藁による円座から、竹が東日本に普及したため、これに取り替わることになり、製作から使用には時間的なずれが生じた。

47) 「原産地」（有馬）に対して、他の地域が、それと同様な「模倣品」を作り出し、原産地の製品との間に、価格、労賃、品質、意匠などの面で、他の製品より優位な立場に立つかは、競争原理の働く資本主義の時代にあっては当然のことで自由に選択されたことであろう。

神戸市は輸出貿易港であるが、このような竹製品を輸出することになった動機は、明治14（1881）年のころ「中井政七（神戸市三宮町大橋庄太郎方被雇中）大阪府下茶道具用器製造人、所謂竹細工師ナルモノ三名ヲ雇ヒ、神戸市ニ於テ始テ輸出向竹器見本ヲ製セリ、之ヲ本品外国輸出ノ濫觴トス」とみられるのが、輸出向商品の契機をものがたる資料の一つであった⁴⁸⁾。これは神戸市のことで有馬竹細工の場合ではないが、有馬の例にならって輸出する契機となり、外国商館の手を経て処理されたのであった。

[表] 5. は竹細工の原料竹が、どの地域で伐採され、そして海上輸送されたのち、製品化される原材料の輸送経過をたどり、加工へ届けられるかを系統的に表わすことにした。ただこの場合は本質的に竹細工は農具が基本であったことを忘れてはならない。そのため農具での竹利用から始まることを表している。竹細工が輸出された後、現地では室内工芸品として認められ、各方面に利用されてくると、さらに広範囲での利用が考案されることになる。

輸出向けの製作品は、年を経るにしたがい神戸在留の外国商館の意向が反映するが「千種万様一々枚拳スルニ違アラス」とみえ、仕向地によっては新しい形態の注文が要求され竹細工を欧米人が愛玩することでは変化はなかった。ここでは国内品の製作過程を輸出向けに焦点をあて掲載することにしたが、神戸を含む有馬では、ほとんどが輸出向に指向し農作業用の器材も統計では一部に含まれ、その動向は輸出向と比較し絶対的に少ないし改良が加えられてはいない。その上に竹の素材だけではなく、明治後期からは「籐・経木・檜」など木工材を付加し、竹細工に変化をつけるため多彩な装飾を付け加えた新製品が出現し「木竹工品」として分類されている。

このように神戸市内の業者は、外国商館に関係する仕向地の販売効果が、直接、生産者に達し、すぐに生産に反映するし、わが国の『領事報告』（領事、名誉領事、実業練習生、海外事情調査派遣員などからの本国への報告）が報告（特定商品、経過報告など）を作成している。そのため神戸という輸出港に近く工場を設け、製造業者は需要に答えることが可能であるとする工業立地が作られ、原料竹の入手、製品の引渡に至便であるとする利便性が、関係することになる。年度を追って輸出先・主な特徴ある品目を記しているが、領事という報告作成者（あるいは実業練習生をとともうか、または共同作業による）の記述には正確を期したものと、簡潔な表現で表わされているものとがみられ、領事自身の個性と経験によるものと、外国市場に送られてきた日本製品に対する関心度の違いが表現されているのである。ただ輸出生産業者の製作品は品質、価格などの面で業者間に競争が走ったため、仕向地

48) 農商務省商工局編『輸出重要品要覧』工産之部（竹器）明治29年4月 17ページ。

この中井商店は、明治後期まで営業していたので業者の間でもよく知られた商店で、神戸市内で「竹細工」製作をしていた例にあげられている。

で消費者間に嫌気が生じ日本製品の販売に影響を及ぼすことになる。

『外国貿易概覧』は明治23(1890)年度の輸出から、明治45(1912)年までの期間までを表わし、内容には製作品名・製作者・輸出先・問題点などが詳細に記述され統計表も品目が多様化し、表化することは困難ではあるが、時系列的に読むことはできる⁴⁹⁾。ここでは紙数の関係で省略することにする。

竹細工がわが国の輸出振興のために輸出重要品に指定されるのは、明治30(1897)年からで、つぎのように制定・施行されている。

『重要輸出品同業組合法』明治30(1897)年4月12日 法律第47号

『重要物産同業組合法』明治33(1900)年3月7日 法律第35号

この法律は品質の統一、粗製乱造の禁止、輸出振興を図る目的のため「同業組合法」として輸出重要品の生産統制を目的とするものであったが、この組合には未加入組合員が存在し、組合の統制を乱す結果を招くのである。この同業組合には規制されるが、独自に外商と安価な価格で契約し、団体統制を無視することになる。

このような組合設立の現実的な趣旨は、日清戦争後における輸出貿易の不振から抜け出そうとする生産組織の編成であり、同業者を結集した統制組織でもあった。結果は第1～5次にわたり『輸出重要品要覧』(工産ノ部、竹材は「林産ノ部」に編成)として農商務省商工局(または商務局)から、後には『重要輸出品要覧』として刊行されている。この前者は各項目ごとに分割して小冊子、あるいは年度別に出版されたもの、あるいは項目毎にまとめて大冊として出版されている。

第1次 明治29(1896)年 [林産之部] 竹材、[工産之部] 竹器

「竹器」明治29年4月 農商務省商工局

第2次 明治30(1897)年 [林産之部] 竹材、[工産之部] 竹器

「竹器」明治33年3月 農商務省商工局

「竹材」明治31年10月 農商務省山林局

第3次 明治31(1898)年 [林産之部] 竹材、[工産之部] 竹器

「竹器」明治31年3月 農商務省商務局

「竹材」明治31年10月 農商務省山林局

第4次 明治34(1901)年 [林産之部] 竹材、[工産之部] 竹製品

「竹器」明治36年4月 農商務省商工局

第5次 明治35(1902)年 不明

49) 大蔵省主税局編『外国貿易概覧』大蔵省主税局 明治24年6月 以下毎年出版
第二 物品ノ輸出 竹製品・竹材に掲載されている。

最後の刊行は不明である⁵⁰⁾。

この報告は『日本貿易概覧』『各府県報告』『領事報告』など、主として仕向地の『領事報告』を収録すること、それに国内の生産事情を『各県報告』『博覧会審査報告』などにより詳細に述べ、輸出製造業者の手に渡り生産に反映させることにあった。ただこれをどの程度まで逐次把握し、製造工程に反映することができたかは疑問である。

輸出竹細工が外国において必要とされるのは、その製品が名指しで求めている、そこには「有馬竹器」とみえ、これらを『輸出重要品要覧』から抽出することにする。そのことは有馬において生産され、外国、とくにアメリカで販売されるものであるが、日本領事に関心度によるが多かったと推定される。外国とはアメリカ（紐育、桑港）であり、メキシコであったが、評判は、以下の通りであるが、ここでは「有馬竹器」について調査した実情と『要覧』にあるものを組み合わせて集計している。

有馬竹器ノ如キ籠ハ、大ニ屑籠、中ニハ植木籠（盆栽用）、小ハ「ミシン」等ノ縫糸入、婦人ノ裁縫具入、又ハ銀銅貨入、果物入、子供ノ手遊品、或ハ麵包入、茶入等ニ用ヒ其用多シ、（籠ハ）有馬細工ノ如ク細工ニ手ヲ尽シ、見場ノ宜キモノ丈一尺ヨリ一尺五、六寸、凡直径一尺位ノモノ、又手提ノ類ニテ婦人裁縫具入レ、或ハ浴場行キ手拭入レ等ニ用ユルモノハ、相応ノ需用アルヘシ、置棚ハ物入ニ兼子テ裝飾ニ用ユ、簾ハ窓ノ内外ニ掛ケテ、日除ケトシ画簾ノ如キハ、兼テ裝飾品トス

とあるが、有馬では籠・棚・簾の名称が知られており、その他の呼称には「大割及小割ト称スル物」ニ分類され、「大割ハ専ラ日覆用トシ、小割ハ曲水花鳥等ノ画ヲ施シテ室内用トシ又ハ裝飾用トシテ壁掛ニ用ヒラル」とに具体的に名称の内容を説明している⁵¹⁾。

とくに製作品が、その土地で得られる材質から、全くちがった結果が生まれることがあった。織物に対して緯糸を打ち込むために使う「竹箴」は、西欧では「竹」が植生しないので「リード Reed」と呼ぶ「葦」を古くから利用していた。ところが木を細かく裁断できるようになると、木工品に転用されることになる。現在、西欧の手織機では「柳」を利用しているが、これでは麻の製織には適当であるが、糸の細密な組織を要する絹では箴幅が太くて不適當であった。ところが東アジア・東アジアでは古くから「竹箴」を利用している。これは東西における植生の違いから起こった現象であった。ウイーン万国博覧会開催ののち、欧州から多くの技術が導入されるが、その紡織機械の一部に「鉄箴」があった。この鉄箴は鉄製織

50) 現在保存されている所蔵（国立国会図書館）から類推することにしたが、他の図書館に保存されているかもしれない。

51) 『第四次輸出重要品要覧』（工産之部）農商務省商工局 明治36年4月
竹製品 秘露国（里馬） 27ページ。

機の部品としては必須のもので、この織機が導入されるときには、必ず鉄箴が付属していたが、在来の手織機では竹箴のまま使用されている。もちろんわが国では鉄が少なく多くの道具は木に依存しているのである。このことは「木竹」から「鉄」への段階にまで達していないのは、西欧との間に格差があり日本では製鉄量が少なく、供給不足によるものであった。そのため「竹箴」が、従来のまま木製手織機に使われている⁵²⁾。

[表] 6. 明治27(1894)年竹器輸出先国名表

輸出国	金額(円)	輸出国	金額(円)
香港	63,657.47	オーストリア	2,240.06
清国	5,340.13	オランダ	448.00
朝鮮	515.20	スペイン	2,690.00
インド	16,809.13	ロシア	108.32
露領アジア	1,304.45	ベルギー	553.44
フィリピン	758.68	スエーデン・デンマーク	8.00
ベトナム	213.20	アメリカ	72,845.84
タイ	2.00	カナダ	2,801.84
フランス	7,178.20	オーストラリア	47,393.29
イギリス	52,964.63	ハワイ	534.29
イタリア	1,337.50	其他ノ諸国	6,196.25
ドイツ	11,817.01	合計	2,976,215.87

[註] 『第四回内国勸業博覧会審査報告』博覧会事務局 明治29年

〔明治前期産業発達史資料〕勸業博覧会89 明治文献 昭和49年2月に収む

これが品質不良、粗製乱造という品質についての苦情が明治33(1900)年以後にもたらされることである。そして中国の竹製品は品質が良く、硬質であり丈夫であるとの報告が見られることになる。そして日本製品は業者間の安値競争のため品質を落とすという手段にでたことで、次第に衰退に向かった。この表は博覧会審査に際しての作成で、輸出最盛期の表である。

この表は時系列に沿ったものではなく、特定の時期の竹器輸出先を示すもので、明治27(1894)年度の主要な竹器輸出先はアメリカ、イギリス、オーストラリアの3国であった。これは欧州には竹が生育しないことので、竹製品を万国博覧会に出品し竹細工の存在が知られるところとなり東洋から多量に輸出された。殖民地英領オーストラリアでは、その影響を受けることになるが、輸出先のアメリカに多量に輸出されたが、単に優先的に輸出されたということではなく、量的に同じように欧州に輸出され、他の輸出品目とは違った傾向をみせている。このことは明治6(1873)年ウイーン万国博覧会、それに続く英国経常博覧会にあ

52) 室井 綽編『竹類語彙』農業図書(初版) 昭和43年4月

「箴」項目には、「竹」から「鉄」に転換したとあるが、このように分類されることになる。

り、まさに博覧会効果ということが出来る。

明治11（1878）年の巴里万国博覧会では、展示に竹の装飾的效果を存分に発揮していて博覧会効果を生むことになる。「（前略）周囲ニハ少シク土ヲ盛りテ高クシ、上ニ疎々竹垣ノ高サ凡ソ三尺ナルモノヲ結ヒ回ハス、竹ハ皆油抜キノ小ナルモノヲ用井、牽牛花或ハ隠元豆ヲ蔓延セシム（中略）、起立工商会社ニテハ売店ヲ「シャンドマルス」外国部ノ後面、庭園中ニ設ケタリ、其製皆竹ヲ用ユ、故ニ之ヲ竹屋ノ売店ト唱ヘタリ」と東洋の竹は、この当時、欧州の人には知られていなかったが、ところがこのような竹を使う使用法は、日本人にとっては当然のような技法で、その東洋的な「飾り付け」の効果を存分に挙げるのが想定された。それに博覧会における販売状況、ウイーンにおけるタラオ商会など外国品取扱業者の日本商品の取り扱い、欧州における日本ブームなど、竹に寄せる欧州人の感覚と知性を十分に認識させることになった⁵³⁾。

輸出先が確定するのは、低率な輸出関税によるものであるが、アメリカ、カナダ、オーストラリアでは、輸入量が増大したことを防ぐため、四割から二割七分の税率を掛けているが、その他の国々では、無税から一割までである。これらは前述したように、明治30（1897）年の輸入関税法に始まるのであり、理由は輸入量の増大を防止するためでもあり、上記の輸出額と対照しても明らかである⁵⁴⁾。

この当時、欧州のうちイギリス、フランスへの輸出量が他の国より多いのは、万国博覧会などが開催され、多くの竹細工が欧州にもたらされたので、各国は輸出をするべき商品を貿易計画に組んでいたもので、それを推進したのである。

またメキシコでは、サンフランシスコを経由し陸路、この地にもたらされることになるが、メキシコでも竹材を輸入して、現地で竹製品を製作しているのである。この争いについては、別に述べることにするが、統計にはみることはない。

またペルー共和国への輸出が見えないのは、数量的に少なかったからであろうが、明治32（1899）年から移民が開始されるので、日本移民による竹製品の需要が、この地域でも開始され、また日本移民を雇用して製作することになる。このことがこの地域に於ける竹材の需要を引き伸ばす機会となったのであろう。

国内で開催される勸業博覧会は、外国で開催された万国博覧会を真似て、明治期を通して5回開催されたが、必ず専門家、業界人の手によって審査され、製作技術が認められた人には賞状が授与されている。このとき生産者は現状を紹介し、将来性を推し量り、その土地に

53) 『仏蘭西巴里府万国大博覧会報告書』第2篇 日本部 仏国博覧会事務局 明治13年2月 23ページ。

54) 『輸出重要工産品要覧』農商務省商工局 明治41年6月
竹製品 111～2 ページ。

根ざした製品を挙げて出品を意図し、製作を競い合い賞状(鳳紋賞・花紋賞など)が授与されることを願って、さらに生産に励むことになることであつた。

『第1回内国勸業博覧会』明治10(1877)年 東京・上野公園で開催

『第2回内国勸業博覧会』明治14(1881)年 東京・上野公園で開催

『第3回内国勸業博覧会』明治18(1885)年 東京・上野公園で開催

『第4回内国勸業博覧会』明治28(1895)年 京都・岡崎公園で開催

『第5回内国勸業博覧会』明治36(1903)年 大阪・天王寺公園で開催

以上、明治期を通じ毎回開催目的が違つてはいるが、博覧会の経過にしたがつて出品者、製造業者、新規の製品など有馬竹細工の変遷が明らかになる。その出品理由は意欲的に世の中に有馬竹細工を知らしめ、その製品を専門家が審査し、今後それらの製品を改良し、輸出産業に努力することが肝要であるかを指導することになっているが、有馬では連続的に出品する業者は限られており、今後の方針を意欲的に方向づけることはなかつた。

そのなかには「兵庫県ニテ、合名会社中井商店出品竹製様式家具ハ、各種形状整ヒ製作堅牢ナリ、之ヲ従前輸出セシ品ニ、進歩ノ跡明ナルハ、特ニ嘉賞スヘシ」と作品に品評を加え、会社組織で家具を製作する方向へと転換する傾向がみられた。また「有馬産輸出竹製品モ、近年製作上ニ注意シ、追々堅固ニナリシハ、喜フヘキ現象ナリトス、尚彼レノ用途ヲ考へ、新規ナル物ヲ製作セハ、輸出ハ益々増加セン」とする輸出において新規の製品に重点がおかれた見解がみられ、それ以前では粗製乱造による業者間の競争に落ち入つていた⁵⁵⁾。

この『審査報告書』によると、国内の生産は「東京・大阪二府、静岡及兵庫県ノ有馬ヲ有名ノ産地トス」と、この時期における代表的な産地をあげており「三重県ニ珉々齋ノ遺伝ヲ以テ、頗ル見ルヘキモノヲ出シタリシモ、文人装飾ノ流行衰フルト共ニ、近来退歩ノ迹ナキニ非ス」と、地方での排出を述べているが、各地方に於ても、一時的に装飾的な作品を生み出している⁵⁶⁾。

この粗悪品を輸出していたことは『貿易品調査書』にもみえ、竹製品は竹細工で行李・鞆・家具・簾・籠類のことを指し、このうち籠類は写真挟・文庫・菓子入・手巾入・手袋入・花籠・花瓶・提籠(小形籠を含む)に分類しているが、次第に竹材に経木・籐・檜などを加え、組み合わせて変化をもたせる新規な需要を開拓するようになった⁵⁷⁾。

「貿易シテ海外ニ輸出スルモノ、年一年ニ増加シ、随テ製造者各地ニ伝播シ、丹後ノ多紀、

55) 中井商店は、(神戸市三ノ宮町 合名会社中井商店)に所在するが報告書には製造業者とみえる。

農商務省編『各府県輸出重要品調査報告』農商務省商工局 明治41(1909)年12月 458ページ。

56) 『第四回内国勸業博覧会審査報告』博覧会事務局 明治29(1896)年

57) 『第五回内国勸業博覧会出品目録』博覧会事務局 明治36年

『第五回内国勸業博覧会審査報告』博覧会事務局 明治37年

氷上、摂津ノ川辺、武庫、播磨ノ美囊郡等ノ各郡ニ於テモ、多少ノ産出ヲ見ルニ至レリ」とする状況になったことは、輸出貿易の活躍に刺激され有馬だけにとどまらず、新規に農家の副業としては開拓することにあつたが、これらの指示をどのように受け入れたのであろうか。その名称では「有馬竹細工」あるいは「有馬籠」が使われていたことは、その他の地域で生産されても、ブランドとして有馬の名称が世間に知れ渡っていて、他の地域の名称では知る由もなく、あえて外形的に違いがないなら、すべて周辺地域の製作品を、内容（品質・素材）が左程違っていなければ、一括して有馬の名称を付すことにしたのである。

これらのことは商標権、意匠権が存在しなかったことを前提とする論議であり、また原産地を明らかにしないと輸出不可能という制限が設けられるのは、問題が発生するに及んでからのことである⁵⁸⁾。

ただ竹細工は籠の製作にとどまらず、明治20（1887）年後半からは屏風・簾など、大型の製作品を輸出に振り向けることになる。これらは分解して箱詰されて船積されたが、単に、湯山町、神戸市内の製造業者、あるいは農家の副業だけに止まらず、工場生産で多量に生産し需要に答えようとし、各地に工場を建設することになった。

有馬竹細工が多くの職工を雇い労働者を一箇所に集めて、仕事をさせて竹器を製作することになるのは明治19（1886）年後半に入ってからで、それまでは農家の副業として農家に依頼して必要数量をこなしていた。この時期の竹細工を統計では名称を「有馬竹器」としており、つぎのような内容を書いている。ただこの製品を全体に「竹器」と表しており、「真竹（苦竹）」から染色加工（染料と膠による）したもので竹細工からの類品とみるべきであろう。

製造方法は「親竹及ヒ指竹ヲ染込ミ、又ハ塗上ケ以テ第一着ニ生地ヲ編綴シ、之レニ対シ椽入底入商標張鋳等ノ順序ヲ経テ、製造スルナリ」としている。この当時には竹を染色するには化学染料、あるいは漆をもってし「スカレット・ベンサウ・ヲ、ラレミビスマアブロン・漆」で染色した。商品は「西洋薬品台、針山、罫入、紙屑籠、洋服入、手袋入、ハンカチーフ入、買物籠、紙文庫、其他各種」と次第に多様化することになった⁵⁹⁾。

以下の工場は労働者の確保という立地条件にもよるが、森下工場（森下恒次郎）は、「竹器ハ元ト有馬郡ノ製造ナリシカ、外国貿易トシテ輸出スルニ及、漸次繁盛トナリ遂ニ各郡ニ伝播シ、当町ニ於テモ森下恒次郎ナル者、数年前開業シ専ラ輸出ヲ計レリ」とみえ、農家副業から工場生産への発展をみることができ、この時期は「明治二十七年頃ハ最多数ヲ産出シ」ており「本郡総数十九万二千個、此代価壹万千拾円」に及んでいる⁶⁰⁾。

58) 兵庫県内務部編『兵庫県物産調査書』兵庫県内務部第4課 明治33年7月

59) 注58) に同じ。

60) 注58) に同じ。

[表] 7. 主要な竹材会社・工場

会社・工場名	神戸竹材(株)	淡路製竹(株)	長大社(長田大助)	西宮共同竹材会社
資本金	10,000	50,000	120,000(3,000)	1,000(払込1,000円)
製品ノ種類	竹材一切	白釣竿焼竹根掘 竹簾、仕上竹	90,000	竹材販売
製産額	20,000	10,000	竹材一切(竹細工)	
工場	1ヶ所	1ヶ所	3ヶ所	1ヶ所
工具(職工人員)		男15、女7	160	
創立年	明治30年	明治20年 (明治30年)	明治13年 (明治24年4月)	明治23年9月
所在地		津名郡洲本町ノ 内船場町	神戸市逆瀬川町	兵庫県武庫郡西宮町
社長			長田大介	
管理法(担当者)	会社員総テ業務 担当員	取締役兼支配人 大田恩業務担当	社長副社長2名ニテ 製造・販売	

[註] このうち「長大社」については、つぎのように多くの資料があり、事業の継続がうかがわれる。
 兵庫県内務部編『兵庫県第十回勸業年報』兵庫県内務部第3課 明治27年1月 217ページ。
 創立年月24年4月、資本金3,000円、職工数160名としている。
 兵庫県内務部編『兵庫県第十三回勸業年報』兵庫県内務部第5課 明治30年5月 268ページ。
 兵庫県内務部編『兵庫県物産調査書』兵庫県内務部第4課 明治33年7月
 「◎竹材」230～231ページ。

以下、会社・工場の範疇に入るもので、株式会社の分類に属するものは、まず竹材の精製と、主として輸出貿易を業務とする工場は、竹材4カ所、竹器・竹材7箇所(淡路を含む)となる。この起源は明治7、8(1874～5)年ころ「布袋竹ノ杖、魚釣竿、晒竹等ノ類ヲ土産品、又ハ標本品トシ、参考ニ供スル為メ」に販売することに始まり、明治13(1880)年には神戸の長田大介が輸出向けの釣竿をアメリカ商人に売り込んだことにあったという。のち明治24(1891)年には、竹細工の工場として、再編成して工具も160人に増加している。下記の竹製品の工場へ書き換えるべきであるが、竹を処理することから始めたので、一応この表に編成しておく。ただこの表のうち括弧にある数字は、あとの時期に加えられた数字である⁶¹⁾。

これらが会社・工場の規模が比較的大きく会社法に挙げられる工場で、これ以外に詳細には上がっていないが、工場24、干場30を掲載しているのは、会社法に入らない組織と規模であった。

明治30(1897)年に設立されている会社は、竹材輸出し、現地で加工する目的であったことを示しているのは、現地加工するために竹材を必要とすることからの設立であろう。

つぎに竹細工の加工工場は、「園田、伊丹、尼崎」に設置され、神戸・有馬町からは離れ

61) 『大阪商業会議所資料』第25巻 竹材其他 大阪商工会議所 昭和39年10月 105～113ページ。

この記事には、長田大介の履歴について詳細に書いている。記載日はないが、文中にシカゴ万国博覧会の一昨年とあるので、明治34年に書かれたのであろう。ただこの資料の出所が不明であるが、『神戸外国貿易概覧』によったものと推定されるが、まだ見る機会はない。

た地域に設置されている。これらは工業立地と労働者（職工）、製品・原料の運搬に交通手段（汽車輸送）が関係しているのであり、別段に有馬町と関係があったというのではない。

統計によると竹細工の加工工場の規模は、つぎのとおりである。

（1）森下恒次郎工場、森下竹器株式会社

〔所在地〕 兵庫県川辺郡園田村ノ内猪名寺村

〔営業種別〕 竹器製造

〔創業年月〕 明治17（1884）年5月

〔資本金〕 1,500円（払込金全額1,500円）

〔職 工〕 70名＝明治22、72名＝明治24

とあるのが最初の工場、統計に「特有物産・著名物産」とあるのがそれにあたり、小規模の家内工場よりも需要の増加に応じる体制を、確立することが必要であったのであろう⁶²⁾。

ところが統計数字の誤りか、工場を増設した結果から届出の変更か、あるいは社名の変更は、商法（会社法）の成立が関連する設立名称の変更であろうか⁶³⁾。この時期はアメリカへの輸出が好調であり、それに応じるため工場が増設されたとも考えられる。

（2）森下竹器株式会社〔前記を再録したらしいが工場名が異なるので再掲載〕

〔所在地〕 川辺郡園田村ノ内猪名寺村

〔営業種別〕 竹器製造

〔創業年月〕 明治25（1892）年9月〔設立は遡るが、改めて年月を記載した〕

〔資本金〕 30,000円（払込金2,400円）〔増資をはかったのではないか〕

〔職 工〕 85名〔前記72名より増加〕

（2'）全 尼崎分社

〔所在地〕 全郡尼崎町ノ内尼崎町

〔営業種別〕 全

〔創業年月〕 明治25年11月

〔資本金〕

〔職 工〕 150名＝明治26、220名＝明治27

この工場は、園田の工場だけでは需要に応じ切れない生産事情があり、尼崎に分工場を設け職工も増員し拡張したらしい⁶⁴⁾。ただ資本金だけは明らかにしていない。

62) 兵庫県内務部編『兵庫県第七回勸業年報』兵庫県内務部第2課 明治23年11月 222ページ。

兵庫県内務部編『兵庫県第八回勸業年報』兵庫県内務部第2課 明治24年10月 918ページ。

「職工数」は、明治18年には72名に増加する。

63) 『商法及商法施行条例』第二編会社 明治26年7月1日施行。

合名会社、合資会社、株式会社の三種。払込は総資本額の3分の1。

64) 兵庫県内務部編『兵庫県第十回勸業報告』兵庫県内務部第2課 明治26年12月 215ページ。

これらの工場の内容は、これだけの記載からの判断で単なる推定にすぎない⁶⁵⁾。

(3) 有限責任尼崎竹器製造株式会社

- [所在地] 川辺郡尼崎町ノ内尾崎町
- [営業種別] 竹器製造
- [創業年月] 明治25（1892）年11月
- [資本金] 30,000円（払込済資本金7,200、8,400円）
- [職 工] 55名＝明治28
25名（男10、女15）＝明治30年
- [支店数] 1

この工場は分社と合併し尼崎の工場に統一したらしいが、労働者数が非常に多い。このような企業形態からみると、つぎの（4）から推定してマッチとの共通作業らしく拡張しているが、分類からすると竹製造と分離されるべきではなかったか。

(4) 尼崎竹器製造株式会社

- [営業種別] 竹器（燐寸）製作輸出業
- [所在地] 川辺郡尼ヶ崎町ノ内尼ヶ崎（尾崎）町（筆者註、記述通り）
- [創業年月] 明治22（1889）年11月、25年5月とも記載あり
- [資本金] 30,000円 払込済資本金7,200（9,600）円
- [同払込高] 7,200円
- [職工人員] 220名
- [社長専務] 村松秀致

この地域の特有物産として『勸業年報』に「有馬竹器」の名称をつけ輸出業者に知られるのは、明治20（1887）年ごろからで、この傾向は一般的に他の商品と同様な傾向で有馬・川辺郡の両郡が盛んであったのは輸出増加によるものである⁶⁶⁾。

(5) 吉岡竹器分工場（吉岡又治郎）⁶⁷⁾

- [所在地] 川辺郡伊丹町
- [営業種別] 竹器製造

65) 兵庫県内務部編『兵庫県第八、十三回勸業年報』兵庫県内務部第5課 明治29年3月 243、296ページ。

66) 兵庫県内務部編『兵庫県第八、十三回勸業年報』兵庫県内務部第2、5課 明治24、30年5月、10月 278ページ。

兵庫県内務部編『兵庫県第十回勸業年報』兵庫県内務部第5課 明治28年4月 217ページ。

ここには創業年月 明治25年5月、職工数220名とある。

67) 兵庫県内務部編『兵庫県第十三回勸業年報』兵庫県内務部第5課 明治30年5月 271ページ。

- [創業年月] 明治26（1893）年6月
 [資本金] 不明
 [職 工] 男10、女15、合計25名
 [持 主] 吉岡又治郎

とあり、生産業者は農家の副業として原料を配布し出来た製品を集荷する委託加工方式から、工場として一箇所に労働者を集め作業させる方式へと展開していることである。そのうち（1）、（2）では名称は違うけれども、内容（規模・労働者数）には変わりはなく、労働条件では内容（年齢・労働時間・賃銀）は、つぎの通りであった。労働者（職工）はこの時期の統計では「工業会社及製造所」に分類され工場としては規模が大きく、原料入手・製品払出の関係から、尼崎という海辺部の工場立地によって増設されたものである。この時期では尼崎から神戸まで海上輸送（汽船、和船）によった。原料竹は有馬の地だけでは不足するため、内国（長門・豊後）から移入され製品にしたのち、尼崎港から船で神戸へ送られ外国商館へ引き渡された。ただ包装法の如何によっては、輸送に壊れやすい加工品であるので、これだけの輸送と積替えする距離では損傷をうけなかったか、ということが危惧された。

[表] 8. 川辺馬車鉄道、摂津鉄道、阪鶴鉄道路線設立

明治24(1891)年9月	川辺馬車鉄道が、尼ヶ崎（のちの尼崎港）～伊丹間を開業 駅名（尼崎・伊丹に本社、上記の工場が設立）
明治25(1892)年6月	摂津鉄道が、川辺馬車鉄道を買収
明治30(1897)年2月16日	阪鶴鉄道が摂津鉄道を合併
明治31(1898)年6月	宝塚～有馬口（現在の生瀬）間、神崎（現在の尼崎）～塚口間開業 （有馬口から有馬へ連絡し、荷物の搬出に利用する）

[註] 竹細工が交通輸送手段の開通により、尼崎をへて神戸まで海上運送することが可能となった。

尼崎（港）、伊丹、有馬口の鉄道沿線は、内陸部に新しく鉄道が敷設されることで竹細工が大規模に製作されるようになり、経済の発展に寄与することになる。この鉄道は馬車によることとし、明治20（1887）年に小西新右衛門、伊達尊親氏らにより設立計画がなされ、資本金550万円で開始された⁶⁸⁾。本社は、伊丹町に置き、これらの産業は沿線に新興の産業として新しい展開をみせる。

この鉄道は官設の鉄道（東海道線）を縦断するもので、この当時、鉄道が軍港として舞鶴港へ連結する重要性から、太平洋と日本海とを結ぶ鉄道の設立申請が多く出されていた。明治23（1890）年10月、川辺馬車鉄道会社が計画され、本社を伊丹町（「市」には、昭和15

68) 川辺馬車鉄道の停車駅は「尼崎・大物・長州・塚口・伊丹南口・伊丹の6ヶ所」であった。

(1940)年に市と改称される)に定め資本金10万円(総株数2,000株)、大株主は小西新右衛門父子(資産家、大酒造業)、鷲尾久太郎父子(資産家、大酒造業)が大部分の出資をしている。営業は明治24(1891)年9月6日に、尼崎～伊丹間で貨車運送を開始しているが、期待していた酒の輸送には、馬車は重く荷掛かりし運搬ができず、物資の輸送には役には立たなかったので改革を必要とした。この川辺馬車鉄道株式会社は旅客よりも「荷物運搬」にあり、摂津鉄道株式会社においても同様であるが、なにを運搬したのかは、この統計では明らかにはしてはいないが、清酒その他の荷物ではないか⁶⁹⁾。

この時期は竹細工場の開業とも合致するわけで、原料の搬入、製品の払出が、必然的にもなうわけで、貨車による輸送は、比較的内陸部の労働人口が得られる地域からの雇傭を引きあげることになる。有馬口(のちの生瀬)への結びつきが求められる阪鶴鉄道[明治30(1897)年]へと引き続けられた私鉄鉄道と、このような輸出竹細工の工場が、これらの鉄道を拠点としてつぎつぎと設立されるが、この傾向が明治39(1906)年の鉄道国有法の成立まで続けられた⁷⁰⁾。

これらの工場で明治30(1897)年まで輸出された製品は、アメリカの関税法の結果、大抵の工場は生産を縮小、あるいは中止したのではないかと⁷¹⁾。

なおこの当時は、払込金は資本金の1/4の分割払であり、とりたてて多額の金額ではないが、小規模であるのは労働者の手仕事为主で、場所だけが必要で設備には機械設備を必要とはしない⁷²⁾。

(6) 大前竹簾製造所

[所在地] 神戸市野田村

69) 兵庫県内務部編『兵庫県第十回勸業年報』兵庫県内務部第5課 明治27年1月 293ページ。

70) 『尼崎市史』(渡辺久雄編)第3巻 尼崎市役所 昭和45年9月

二 産業革命の開始 261～270ページ。

『伊丹市史』(伊丹市史編纂専門委員会編)第3巻本文編3 伊丹市 昭和47年3月

第5節 交通の発達 248～261ページ。

『伊丹市史』(伊丹市史編纂専門委員会編)第5巻史料編II 伊丹市 昭和45年3月

七 交通・運輸 412～473ページ。

『宝塚市史』(宝塚市史編集専門委員会編)第3巻 宝塚市 昭和52年3月

第2節 阪鶴鉄道と箕面有馬電気軌道 175～200ページ。

71) 兵庫県内務部編『兵庫県第十回勸業年報』兵庫県内務部第3課 明治27(1894)年1月

この年報には、これらの工場は、統計には存在しないのであるので、そのように推測される。

72) 兵庫県内務部編『兵庫県第十回勸業年報』兵庫県内務部第3課 明治27(1894)年1月 293ページ

兵庫県内務部編『兵庫県第十三回勸業年報』兵庫県内務部第5課 明治30(1897)年5月 268ページ。

なぜか、この統計は、この年限りで、翌年からは消滅することになる。

[営業種別] 竹簾
 [創業年月] 明治21（1888）年1月
 [資本金] 不明
 [職 工] 男2、女20、合計22名
 [持 主] 大前孫左衛門

（7）製竹場

[所在地] 津名郡洲本町ノ内船場町
 [営業種別] 簾仕上ケ竹
 [資本金] 不明
 [職 工] 男15、女7、合計22名
 [役員及監督者数] 2名
 [持 主] 太田 恩

この竹簾は、新しく需要があった品目で、竹を組み合わせ、日除用の簾にしたもので大量の竹材を必要とし、主としてメキシコへ輸出されている。

（1）西宮共同竹材株式会社（倉庫業か、再出）

[所在地] 武庫郡西宮町
 [営業種別] 竹材販売
 [創業年月] 明治23（1890）年9月
 [資本金] 1,000円（払込金1,000円）

この会社は、増大する輸出量を引き受け、それに引き合うだけの倉庫業を営み竹材の保管する業務のため、西宮に設立されたのではないか。そのためには原料竹の取扱いが本業であるから、最盛期の明治29年には、輸出343,500円にのぼり、それに対して単純な計算ではあるが加工賃を含んでいるとみて、輸入（移入）を、189,000円とするから、そのほとんどは国内各地（ここでは四国、九州、中国）からの移入でまかない、有馬へは少なくとも原料竹の移出はなかったのではなかろうか。竹細工を加工したかは不明。

外国に於いて「竹材」を輸入して現地で製作する試みが盛んになされていたのは、「竹材」については無税であり、その分だけ原料竹では加工品にくらべ有利な立場にたった。

ところが明治27（1894）年ころから「竹材」の輸出が煤竹のように模様がかったことから、加工品とみなされて3割の輸入税を課すことになるが、これは竹材の輸入が増加したことによる輸入防止策とみるべきであろう。この竹材は直径4～5分から8～9分、長さ6尺に切断して、サンフランシスコに於いて「椅子・植木鉢台・卓子・棚・寝台・帽子掛」等に加工されるのである。受入業者は在留邦人でこれを購入し製造販売する者は、カリフォルニ

ア州では少なくとも40軒内外にのぼるとの報告であった。これであれば輸出地を選択する必要はない。つまり手の器用さのみが要求されるわけで、これには日本人が適しており、竹の地域的特質は必要なく、竹を輸入をすれば処理が可能となるわけである⁷³⁾。

「有馬竹器」として兵庫県管内（神戸市が大部分を占める）で加工されたのち、尼崎港（神戸港へ）へ、あるいは神戸港へと集荷され外国商館に引き渡されて輸出されている。基本的には在地の竹材を加工することからはじまったのであるが、原料不足を生じたので竹材を国内（長門・肥後・淡路）から移入して、まかなっていたことである。

つまり兵庫県の原料竹は他府県からの移入でまかない、この原料竹が輸出の増減と関係したことで、有馬竹器は起源では明らかではあるが、こと輸出に関しては、原料竹が神戸市内では存在しないため生産がなりたたなくなる⁷⁴⁾。

また竹材は明治29（1896）年を例にとると原料竹は、四国（阿波、淡路）、中国（長門）、九州（豊後）から海上輸送され、明石港（長門、豊後、淡路）に荷揚げされたのち、八部郡で大部分が「竹簾」に加工されたが、総額47,000束のうち、40,000束（明治29年）を、総額55,000束のうち、6,500束（明治30年）を処理している。有馬では籠だけの生産で他の技術を持っていないので、新しい商品需要があると、加工地は神戸市内でまかなわれ、他の商品は神戸以外の地域への発注となるわけである。

わが国では輸出振興から国内で生産される品目のうち明治30（1897）年には同業組合法を設置させて、輸出する主要な物資のうち重要輸出品を選定し輸出振興をはかることにした。この品目には農業生産品から工業生産品への移行する物資が含まれており、ようやく「竹製品」は農業副産物としての地位を確保していた。同法の目的は「（第2条）営業上ノ弊害ヲ矯正シ信用ヲ保持スル」ことであった。なお明治33（1900）年にはこの名称を変更し『重要物産同業組合法』として同業組合の範囲を変化しているが、改正法令でも同様の趣旨であり、「（第2条）其ノ利益ヲ増進スル」項目が追加されたくらいであった⁷⁵⁾。

これらのことをみると輸出品は増加してもアメリカ国内関税法により伸び悩みの傾向が強くなり、それに粗製乱造と値下げにより業者間の競争心を煽ることがあったので、組合員を統制して内容を充実させようとしたのである。そして輸出品目が仕向地の事情に応じすぐに対応できるように製品に変更を加え、これに応じるべく仕様を改めるようにした。

同じように竹製の道具が発明されても、西欧では竹を産せずに「柳」で代用され、東・東南アジアの独占的な輸出品であった。アメリカでも竹類は産出するが、竹材自体は軟弱で加

73) 農商務省山林局編『第三次輸出重要品要覧』林産ノ部（竹材） 農商務省山林局 明治30年10月

74) 兵庫県内務部編『第十三回兵庫県勸業年報』兵庫県内務部第5課 明治29年3月

75) 『重要物産同業組合法』に規定

工しても丈夫さは期待できず、それに加えて竹材工芸としての技術的基礎がなく、多くは輸入に頼らざるを得なく独占的な市場であった。

6. 有馬竹細工の衰退

有馬竹細工は、盛んに輸出貿易により国内では繁栄期を迎えるが、そのピークは明治27（1894）年ころとみることができ、国内は輸出増加により竹器の有馬郡の総数19万2,000個、金額にして1万1,010円に昇ったが、アメリカへの大量輸入から、これを制限する方向に向かい、マッキンレー William McKinley（1897-1901）大統領が当選すると、国内産業の保護から明治30（1897）年7月にディグリー関税法を施行させ、重税を課して輸入品の増加を阻止することにした。

有馬竹細工でも同様に輸出増大の傾向をとり、「明治維新後、外人ノ最モ嗜好スル処トナリ貿易シテ海外ニ輸出スルモノ、年一年ニ増加シ随テ製造者各地ニ伝播シ、丹波ノ多紀、氷上、摂津ノ川邊、武庫、播磨ノ美裏郡等ノ各郡ニ於テモ、多少ノ産出ヲ見ルニ至レリ、然レトモ粗製ノ弊随テ起リ、為ニ品価ヲ落シ、衰退スルモノ亦少カラス」とあるが、問題は地方にまで拡大生産したことにより、品質の管理が行き届かず、また農家の副業としては能力不足の状態であった。

この竹を輸出するに際しての税制は、竹材は無税であるが竹製品は関税（原価の3割5分以上、6割以下、但し竹籠・竹簾は3割5分）となった。この結果、竹材のアメリカへの輸出では伸び率は増加するが、それに反して竹製品は減少することになって、日本の輸出は大打撃を受け、倒産、破産することになった⁷⁶⁾。

底の浅い有馬竹細工のみならず、他の絹織物・絹製手巾・地蓆（緞通）なども、影響をうけることになるのである。主要なアメリカ向け輸出製品が課税対象であったが、その影響は周辺製品にまで及んだので輸出産業は壊滅状態となり、急速に衰退化に向ったが、国内生産は振るわず多くは休業、廃業するにいたったとしている⁷⁷⁾。

有馬を含む兵庫県の出品であったが、新規の室内装飾品を製作し、「専ラ海外ノ輸出ニ供シ、努メテ其価格ヲ廉ニス椅子、卓子、粧台、隅棚、暖炉障ノ類皆竹材ヲ用テ製作セリ」という状況であったが「従前ニ於テハ、其構造往々脆弱ニシテ、久キニ耐ヘサルモノ多カリシカ」と竹自体の構造に問題がありとしている⁷⁸⁾。

このとき各港に居留していた外国商館は、わが国の輸出取扱業者へ注文を発し、この注文

76) 農商務省商工局編『重要輸出工産品要覧』農商務省商工局 明治41年 959ページ。

77) 兵庫県内務部編『兵庫県物産調査書』兵庫県内務部第4課 明治33年7月

78) 農商務省商工局編『第3次輸出重要品要覧』（工産之部）農商務省商工局 明治33年2月

書（あるいは設計図、詳細な書付のこともある）により、製造業者（このとき農家のこともある）に製作を依頼することになる。この間には直接的な関係は存在することはないので、注文に際しての指図は注文書があるのみで、これ以外のものは存在することはない。ところがこの注文書が、他の業者に転売されるか意匠を転用され同様な類似の商品を製作することになる。このような意匠の商標権を保護することがなかったときには、盗作されることがよく発生していた。このような意匠の盗用が、現在の自動車の新車販売に際して、事前にカバーをかけて慎重に取扱いデザインの盗用を防止することになるが、すでに現実には盗作問題を起こしているのである。

『^{ロンドン}倫敦領事報告』に「抑雜貨殊ニ裝飾品ノ如キハ、当国ノ嗜好ニ適スル事ニナルニ、本邦製造者ハ風俗習慣ノ異ナル所ヨリ、常ニ当国ニ適スル意匠ヲ考出シテ、不絶新鮮ナル需用ヲ促ス事、甚タ難ク自然注文主ヨリ、意匠ヲ受ケテ製造スル事ニナルナリ、然ニ本邦製造者ハ其注文主ノ与ヘタル意匠ヲ保持スル事ヲ努メサルノミナラス、注文高ヨリハ多ノ品ヲ作り、之ヲ他ノ輸出商ニ売渡シ、時々却テ廉価ヲ以テ売渡スノ幣アルヲ以テ、初ノ注文主カ新意匠ノ品ヲ、將ニ当市（註、ロンドン）ニ於テ売出サントスル時ハ、已ニ他ニモ同一ノ品ヲ廉価ニ売出スモノアルヲ以テ、大ニ其目的ヲ妨ケラレ、其売出ニ困却スルナリ」とするように、互いに業者は足を噛む状態で競争することになる。

そのために日本品を輸入することを輸出業者は躊躇することになり、ひいては需要があるにもかかわらず輸入を差し控えることになった⁷⁹⁾。

わが国の輸出産業は製品において粗製乱造、品質不良という状態が続いていたが、このような「粗製乱造」「低価格低品質」は日本製品の代名詞ともなっていたのである。それは農耕民族としての宿命的な行動でもあり、自己の生活枠内で競争原理が働き、そこから一歩も出ようとしなかったのである。そこには互いに同業者間に商品競争が起り、同業者を蹴落としてまで幾分なりとも優位に立ちたいという野心に燃えるのである。事例をあげるならば、外国商館からの注文で製作中の竹細工を他の業者がみて意匠を盗作し輸出したところ、最初に意匠を考案したものと鉢合わせをしたことで折角の考案した意匠も、まったく台無しとなったのである。

問題になった事項は、粗製乱造であり競って安値競争に走ったことである。日本製品は安価ではあるが粗製で壊れやすく短期間の使用しかもたなかった。品質保証というような制度がなく、補強材として樹脂加工などを施す加工処理などはまだ存在しなかった。

竹細工では十分に乾燥しなければならず、このようなことを怠ると、輸送中に乾燥して破

79) 農商務省商工局編『第一次輸出重要品要覧』（工産之部）竹器 農商務省商工局 明治29年4月「倫敦領事報告」10～11ページ。

損することになる。輸出量が増大すると、日本では三年間以上、乾燥しなければならぬのを手抜きし、不足する原料竹を補充したことから、急いで製作することで間に合わせることになる。湿気が問題にされ、わが国では普通の状態に使用していても何も問題は起こらないのであるが、外国では乾燥地域が多く長期間の使用していると破損（割れを生じる）が起こってくるのである。このようなことは外国へ輸出して始めて分かることであり、日本にあっては気が付かないのである。そのためには常に適当な湿気を与えておくことが必要であるが、博物館のような場合では保存に慎重に処理されるので問題はないが、日常生活では使用に耐えないことが発生する。

「竹細工品ハ一時大ニ需要アリタリシモ、粗製ニシテ長ク用ニ堪エサルト、乾燥ナル空気ニ触レテ、破損亀裂ノ憂アルカ為メ、大ニ其需要ヲ減セリ」

とあるは、濠州クインスランド州からの領事報告ではあるが、このようなことはどの地域にあっても同じことがいえる⁸⁰⁾。

このことは反対に外国製品の場合にも同様で、乾燥した地域で製作されたものは、日本の国土には適合しないのであり、輸入された機械類は日本に適合するように、改良を加えなければならなかったのである。

明治40（1907）年になると産額は405,234円となり生産は有馬郡ではあったが、これに氷上、多可、朝来、加西、明石などの諸郡が加わり、これらの地方は農家の家内工業で、問題は神戸市内で行われている製造業者であり、その製造するものは多くは輸出向で労働者は通勤によるもので、他の業種への転向することが容易に行いえる状況にあった。

労働者（ここでは職工）は、輸出の減少から仕事が無くなり路頭に迷うことにもなったが、産業構造の変化から神戸・有馬の労働者は他の業種に転向し、今まで竹細工を仕事にしてきた経験者たちは失職し別府へ職を求め、かの地に職工学校が設立されたので実業指導教師となり、いままでの経験を別の場で生かすことで職業を転換せざるを得なくなった。

兵庫県では輸出・国内向に分けの販路は「竹器 有馬ニ在テハ、概ネ外来浴客ノ求メニ応スルヲ以テ目的トシ、其他ハ多ク其地方ノ需用ニ応スルノミニシテ、其範圍ハ県下以外ニ涉ラサルモノ、如シ、然レトモ輸出品ニ至リテハ、世界ノ各方面ニ及ヒ英国、北米合衆国、濠洲ヲ最トシ其他欧州各国、南亜、南米等ニ拡カレリ」とあり、この時期に至っても輸出向を主体としており、国内向は県内に止まった販売状態であった⁸¹⁾。

80) 『第四次輸出重要品要覧』（工産ノ部）農商務省商工局 明治36年4月
竹製品 「33年12月在タウンズヴ井ール帝国領事館報告」14ページ。

81) 農商務省商工局編『重要輸出工産品要覧』後編 農商務省商工局 明治41年 973ページ。
農商務省商工局編『重要輸出工産品要覧』下編 明治43年9月

なお『重要輸出工産品要覧』では、府県が報告資料を用意していることも関係するのであるが、ここに報告されている明治39～40(1906～7)年にかけての報告は、すべては輸出用として生産しているのではなく国内用としての生産が、輸出向に振り向けられること、あるいは輸出向が国内向に逆還流することになる場合がある。

また基礎が、農業用としての用具として、確立した技術をもっていたのであるが、何らかの切っ掛けから輸出向に振り向けられることになる。また各地域で特徴のある竹製品を製作しているが、在地の産業とも関連をみることができ品目は多様性をみせており、竹製品としても広範囲に渡るものであった。

[表] 9. 各府県別竹細工生産表(『重要輸出工産品要覧』による)

府県	区分	事項
兵庫県	国内向 輸出向 製造戸数 産額	記入なし 記入なし(別に詳細に記載されているので省略したのかも知れない) 354戸、職工数(男)591名、(女)331名 数量不詳、価額405,234円
茨城県	国内向 輸出向 製造戸数 産額	蚕具(蚕籠、蒸籠、繭籠)農具、箆、草履籠、背負籠、家具、竹箕、竹行李 手提鞆 125戸、家内工業 数量不詳19,890円
長野県	国内向 輸出向 製造戸数 産額	手提角鞆類、同丸鞆類、亀形鞆、薄蓋鞆、画師鞆、信玄袋、文庫、袈裟、皿敷、敷物、弁当入、帖合李、角鞆、弁当入、亀形鞆、両口鞆、信玄袋、画師鞆、丸鞆、皿敷、敷物、 1,435戸、職工数2,692人、 262,744個、価額120,000円
愛媛県	国内向 輸出向 製造戸数 産額	籠、釣竿、根鞭、簾材、 記入なし 記入なし 166,710個、価額18,098円
大分県	国内向 輸出向 製造戸数 産額	苦竹、淡竹 記入なし 記入なし 376,375束、145,000円
宮崎県	国内向 輸出向 製造戸数 産額	釣竿、竹根、七尺切竹 記入なし 4戸、職工10人 294,100本、価額15,106円

[註] 農商務省商工局編『重要輸出工産品要覧』後編 農商務省商工局 明治41年9月

この報告は主として明治後期の竹細工と組み合わせた木竹製品の輸出報告であり、国内向への報告は、単に形式的に記入されているにすぎない。しかし地域により最初から輸出向に製作している傾向がみられる。たとえば長野県では、ここに掲載されている限り、すべての品目が輸出向であることに注目されるべきである。九州地方(とくに大分・宮崎)にあつては、この時期には竹材など素材の段階に止まり竹細工への加工は県内での需要だけで、到底、輸出には適当ではなく技術的にも輸出に適する製品を作り出すことはなかった。した

がって有馬竹細工の原料竹は、このときまで九州地方から集められたが、在地での加工が進行すると現地で原料竹を留め置きし移出されることはない⁸²⁾。

7. 周辺地域への伝播

自己生産による竹細工は農家の必需品であったが、その民具は「籠、箕、笊」に代表されるような一連の道具からなる簡単なものであった。このような民具は狭い地域での販売に限定され、農業市、歳市のような「歳末市」で販売されるか、または行商により戸口販売されるものを購入することになる。ただ有馬竹細工のような場合は、販売の対象が有馬温泉にくる湯治客で、製作者は民具から離れ独立した職業として営まれていた。

竹材が少なく、どうしても竹に依存しなかった地域では、竹を「藁、藁づと、藁製品、藁加工品」に置き換えている。農家の代表的例ではあるが「菰、菰など上簇までの飼育に使われる蚕座は、サンダラワラ・サンダラ・ワラダなどと呼ばれ、古くは巻き編み技法によるワラ製の円形敷きものであった。後に竹製が一般的になったが、周辺部だけがワラのものもあった」とし藁から竹に転換したことを記しているが、これらの調査が、主として関東・東北地方に限定されており、東西の藁文化の差を比較しないと理解できないのではないか⁸³⁾。

このような事例は、統計に表われることはなかった。生産者団体などの業者により把握できる場合を除いて、統計数字のみによる限り表面には表れてこないのである。

ただ現在では静岡（駿河）の竹産業は有馬と比較して、竹の生育は多くのものが残されていて、竹そのものの消費を強力に推進しようとする意図がみられ、有馬温泉に比べて意欲的で、旧体制を保護しようとする植物園がもうけられ、また竹の産地として一般にも、よく知られている地域である⁸⁴⁾。ただ明治期には、主として国内向けの生産で、輸出向けの竹細工として特に顕著な足跡を残していないのは、輸出港という立地条件に恵まれないことであつたのであろうか。

大分県別府町は、竹細工は土産用に作られており、「明治初年頃、浴客の土産品として、極めて単純なる青物細工を製出するに過ぎず、簾、柱隠し等は、当時の代表的竹細工品なり」とあつて生産販売は湯治客の土産品であつた⁸⁵⁾。このことは有馬と異なるところはないが、あるいは有馬温泉と同様な発展とすることを予定したことであつたのではないか。

その沿革について明治29（1896）年に大分県知事が報告した結果によると、「明治二十七

82) 農商務省商工局編『重要輸出品要覧』後編 農商務省商工局 明治41年 985ページ。

83) 宮崎 清『図説 藁の文化』法政大学出版局 1995年3月 302ページ。

84) 現地には（財）富士竹類植物園が設置され、『富士竹類植物園報告』なども出版、日本における唯一の専門研究機関として、設立当初から中心的役割を果たしてきた。

85) 『別府市誌』別府市 昭和3年 59ページ。

年始メテ、神戸居留地英五十五番商館岡松忠七ナルモノ、弟岡本亀吉ナルモノ、豊後国西国東郡高田町ニ来リ、輸出竹製造業ヲ開始センコトヲニ、三ノ商人ニ謀リシニ、同町田原閑蔵一手引受ノ約ヲ為シ、全郡田染、都甲、田原、河内ノ各村及東国東郡朝木村等ヨリ、竿、柵用、竹材ヲ買集メ業ニ従事シ、全時大坂商人等各郡ニ於テ、此業ニ従事スルモノ起リ、以テ今日ニ及ヘリ」とみえる⁸⁶⁾。

また技術移転の視点からみると、別府温泉の地場産業を興すためには、明治中期から有馬の竹細工を導入するためには、まず職工学校を設けて技術者を養成することにあつた。その一方では竹製品の脆弱性から、輸送中の破損と価格の高騰とを考慮にいれ竹材を輸出し海外での竹細工を指導し生産することを計画することになる。いわゆる現地生産であるが、仕向地には竹材が存在しないため、原料竹を輸出しなければならず、輸送港は従来のように神戸であり、別府からは遠距離で離れており輸出には容易ではなかつた。

明治35（1902）年12月に「実業学校令」による「別府町立工業徒弟学校」が設立されているが、この竹籃科実習担当として、兵庫県の有馬町から教師を招聘して技術指導を受けたという。段上達雄は招聘された技術者は複数の教師であつた指摘している。ただ「有馬温泉は京都や道後温泉と同様に茶の湯用の花籠編組品の製作技法が導入される」とあるが、本稿でも縷々述べているように、明治期の輸出竹細工の生産に努力を重ねてきた結果から技術者が輩出したのであり、その技術の蓄積が技術者の招聘となつた。ただ有馬竹細工は明治30（1897）年には、アメリカの関税法の施行から衰退期に入るのであり、これらの有馬の製造業者が利にさとく、郷里を捨て別府へ移住したことを促進したことも考えられよう⁸⁷⁾。

最も輸出に際しては船積輸送中に破損しやすいこと、それに船賃が高くつく経費が障害となり、新規な製品は破損しやすい危険を孕んでおり、製作を変更する必要があつた。それと同時に輸出向は外国商館の意向によって製品化されるため、契約を取り消しされても内地向に振り向けることができず、輸出・内地向の間に形態・仕様・品質などに互換性が存在しなかつた。

その輸出数量は仕向地の経済情勢（関税政策）と関係したので、生産者にとっては常に経済変動に左右されることになり、生産の成否は、直接、生産者に降りかかってくるのである。それに加え農家の副業として各地での生産が拡大されると、有馬だけでなく、産業者間の価格の引き下げ競争が激しく外国商館に買い叩かれるのである。

また原材料を輸出し外国で生産することが増加すると、運送賃、破損率などを考慮に入れ

86) 農商務省山林局編『第二次輸出重要品要覧』林産ノ部（竹材）農商務省山林局 明治31年10月「内地産地ノ状況」240ページ。

87) 段上達雄「竹細工の大分」『竹と民具』日本民具学会編 平成3年10月 47ページ。

ると、現地で生産する竹細工の原価が内地生産よりも有利な立場に立つことになり、このような海外への技術流出から輸出の減少を招くことになる。輸出先で竹材を加工するには、原材料を容易に求めることができ、原材料を加工する技術を習得することができた。

8. むすび

この論考は大正期の農商務省農務局編『副業参考資料：7 竹製品ニ関ス調査』（農商務省農務局 大正11年2月）を読了したときに始まる。内容は大正期の於ける農家副業を調査する必要に迫られ、衰退する竹細工の生産を挽回するため実情を把握する必要がある。そこには明治期の記述を欠いているが竹細工の唯一報告として一般に認めてきた。ただ明治期に於ける有馬の状況を、この書から明らかにできなかった。ここでは輸出の報告にある輸出向け竹細工生産の実状と、仕向地に於ける竹細工の性能を明らかにすることであった。

ただ竹技術が、明治中期に大分・別府へと技術移転されたため、その後、発展は逆現象を呈し、有馬竹細工は輸出の減少から衰退に向かい、別府の豊富な竹材と竹細工の技術導入から隆盛へと向かうことになる。有馬とその周辺に於ける生産は、輸出不振になると国内向に矛先を転するが、国内の消費指向が海外向けとは違って方向転換することが難しかった。

別府は竹原料が豊富で、竹原料を早くから神戸に移出していたこと、同地が温泉地であることから大分（別府）が選定せられ、別府工業徒弟学校（現、大分県大分工業高等学校）を設立するとともに、竹細工の経験者を教師として招聘し、技術の伝承として伝えた。このことが現在の状況を生むにいたった素地となった。

なお別府の生産事情については稿を改めて述べることにするが、有馬の竹細工に視点を置いたので、全般的に不十分な記述に終始することになった。

なお本稿は、全体の構成と内容に関係するが、全体の紙数制約の関係から、

- （1） 外国への技術転移
- （2） 日本竹細工と有馬竹細工の位置付け
- （3） 有馬竹細工生産・輸出変遷表

の項を省略せざるを得なかったことを了承されたい。